流山市市民参加推進委員会公募委員選考要領

1　制定目的

この要領は、流山市市民参加条例（平成２４年条例第１９号）第２５条第１項第２号に定める公募による市民等（以下「公募委員」という。）を選考するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2　選考委員会

（１）選考委員会の設置

公募委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による、選考委員会を設置する。

（２）委員の構成

ア　選考委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

（ア）市民生活部長

（イ）市民生活部次長の職にある者１名

（ウ）コミュニティ課長

イ　委員長は、市民生活部長とする。

ウ　委員長は、必要に応じ、委員長代理を指名することができる。

エ　委員長は、選考委員会を代表し、選考に当たっての選考委員会の意見を取りまとめる。

3　選考方法

（１）第１次選考（書類審査）

選考要領に基づき、応募資格、記入事項を確認し、応募動機を重視して審査を行い、その記載内容から応募資格への適合を確認する。

（２）第２次選考（面接）

面接は、第１次選考合格者に対し、次に掲げる事項を総合的に考慮し行う。

ア　面接の評価（別表１に掲げる項目に基づき採点する。）

イ　年齢層

ウ　男女別（委員会における女性の構成比を５割以上となるよう努める。）

エ　地域性

オ　他の審議会等の委員との兼任状況

カ　市民等の多様な意見が反映されるよう学識経験を有する者、市内で地域活動を行う団体を代表する者といった他の選出区分の委員との重複を避け、新たな人材の登用に努める。

キ　前各項にかかわらず、委員の合計平均点数が１８．０未満の場合は不合格とする。

４　選考の結果

合格者が決定次第、選考の結果を速やかに応募者本人に通知するものとする。

５　選考委員会の庶務

市民生活部コミュニティ課において処理する。

別表１

項目	評価方針	点数
理解度	市民参加について理解されているか。	５点
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく伝えられているか。	５点
協調性	仲間と調和し、円滑な行動が出来そうか。	５点
誠実性	責任感が強く信頼できる人物であるか。	５点
積極性	自ら進んで事に当たり、より効果的に行う意思があるか。	５点
態　度	応答態度や動作はどうか。	５点

採点基準

区　分	極めて優れている	優れている	普　通	やや劣っている	劣っている
点　数	5	4	3	2	1